

成城大学『経済研究』第 252 号抜刷（2026 年 3 月）

キャッシュレス化の現状と課題
～ 国内の地域間比較を中心として～

中 田 真 佐 男

キャッシュレス化の現状と課題

～ 国内の地域間比較を中心として ～

中 田 真 佐 男

1. はじめに

経済産業省の算出によれば、2024年の我が国のキャッシュレス決済比率は42.8%に達した。2025年より採用される新指標では51.7%と推計されており、この15年ほどで決済環境は劇的な変化を遂げている。しかし、主要国と比較すれば依然として後位にあり、国内においても、都市圏で生活様式の一部として定着しつつある一方、地方圏での普及は途上にある。

今後、さらにキャッシュレス化を推進していくうえでは地方圏への浸透が重要になるが、効果的な施策展開のためには出発点として正確な実情把握が欠かせない。だが、これまで我が国では、都道府県レベルの地域間比較を伴う分析が必ずしも十分に行われてきたとは言い難い。その一因として、既存の統計の制約が挙げられる。例えば、地域別比較でしばしば参照される「家計消費状況調査（ICT関連項目）」（総務省）は、把握できる手段がプリペイド型電子マネー等に限定され、かつ都道府県単位での詳細な分析が困難であるといった限界を抱えていた。

こうした問題意識のもと、本稿の目的は、我が国におけるキャッシュレス化の地域間格差を精緻に分析し、その格差を生じさせる要因を理論的・実証的に明らかにすることにある。あわせて、人口減少と高齢化が深刻化する地方部において、現金維持コストの削減や地域経済の活性化という観点から、キャッシュレス化がどのような意義を持つのかを論考する。本稿の特徴として、都道府県レベルでキャッシュレス化の進捗度を把握できる

「全国家計構造調査」（総務省）のデータを活用し、パネルデータを構築したうえで回帰分析を実施するかたちで、統計学的な頑健性に配慮したアプローチがとられていることが挙げられる。

本稿の構成は以下のとおりである。まず第2節で、日本全体としてのキャッシュレス化の現状を整理する。続く第3節では、国際比較の視点を加味するとともに、2025年に行われたキャッシュレス決済比率の測定方法の見直し、現状把握の精度向上に及ぼす影響について検討する。第4節から第6節では、本稿の中核となる地域間比較を行う。具体的には、第4節で「全国家計構造調査」等の統計を用いて都道府県別のキャッシュレス化の進捗状況を詳細に把握し、第5節で地域間に差異が生じる要因について理論的な考察を行う。そのうえで、第6節ではパネルデータによる回帰分析を用い、考察の妥当性を検証する。最後に第7節では、以上の分析を総括し、地方部におけるキャッシュレス化推進の必要性を強調するとともに、今後の政策的課題について提言を行う。

2. 日本全体として見たキャッシュレス化の現状

2-1. 「キャッシュレス決済比率」（経済産業省）による現状把握

日本全体としてのキャッシュレス化の進展を把握しようとする際、現状においてもっとも参照される統計指標として、経済産業省が算出・公表している「キャッシュレス決済比率」が挙げられる。図表1には、2010年以降のキャッシュレス決済比率の推移が示されている。

キャッシュレス決済比率はこの15年余りで3倍以上に増加し、2024年には初めて40%を超えて42.8%に達した。2019年時点で政府は「2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」（「成長戦略フォローアップ」、2019年6月21日閣議決定）ことを目標にしていたが、当該目標が1年前倒しで達成されたことになる。キャッシュレス化の進展度は、本来であれば以下の比率によって把握されることが望ましい。

キャッシュレス化の現状と課題

図表 1. 経済産業省が公表している「キャッシュレス決済比率」の推移

	合計	クレジット	デビット	電子マネー	コード決済
2010	13.2%	12.5%	0.2%	0.6%	-
2015	18.2%	16.5%	0.1%	1.5%	-
2020	29.7%	25.8%	0.7%	2.1%	1.1%
2024	42.8%	35.4%	1.3%	1.9%	4.1%

(出所) 経済産業省 (2025) をもとに筆者作成

キャッシュレス支払額

$$(1) \text{ 概念上のキャッシュレス決済比率} = \frac{\text{キャッシュレス支払額}}{\text{現金支払額} + \text{キャッシュレス支払額}}$$

しかし、現実にはデータの取得可能性に限界がある。具体的には、キャッシュレス支払手段を用いた取引が決済事業者のサーバに全て記録されるのに対し、現金取引に関しては、POS 端末が導入されている店舗を除けば原則として記録が残らない。現金取引の規模をマクロ統計として把握できなければ、(1) 式のような「理想的」なキャッシュレス決済比率を算出することは不可能である。そこで、経済産業省は、以下の (2) 式に示される代替的な方法でキャッシュレス決済比率を算出している。

(2) 経済産業省のキャッシュレス決済比率

$$= \frac{\text{クレジットカード支払額} + \text{デビットカード支払額} + \text{電子マネー支払額} + \text{コード決済支払額}}{\text{民間最終消費支出 (『国民経済計算』(内閣府))}}$$

図表 1 では、日本のキャッシュレス決済全体に占めるクレジットカードの割合が非常に高くなっている。これは、経済産業省のキャッシュレス決済比率が「金額ベース」で算出されているためである。図表 2 には、2024 年度における各キャッシュレス決済手段の決済金額・決済件数・1 件あたりの平均決済額が示されている。

図表 2. 各決済手段の決済金額・決済件数・平均決済額（2024年度）

	クレジット ^{*1}	デビット ^{*2}	電子マネー ^{*3}	コード決済 ^{*4}
決済金額（億円）	1,014,860	46,380	61,890	186,551
決済件数（億件）	202.7	11.1	60.1	115.1
平均決済額（円）	5,006.7	4,170.9	1,029.8	1,620.3

（出所）一般社団法人 日本クレジット協会（2025）、日本銀行 決済機構局（2025）、一般社団法人 キャッシュレス推進協議会（2025）をもとに筆者作成

*1. 「クレジットカード動態調査」（一般社団法人 日本クレジット協会）における主要クレジットカード会社（26社）の信用供与額・契約件数の集計結果である。

*2. 「決済動向（2025年4月）」（日本銀行決済機構局）より、日本電子決済推進機構(JEPO)、株式会社ジェシービー、ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社、銀聯国際日本支社の4調査先から提供された計数を集計したものである。国内外の加盟店取引と海外 ATM における利用が含まれる一方で、国内 ATM における利用は含まれない。

*3. 「決済動向（2025年4月）」（日本銀行決済機構局）より、プリペイド方式の IC 型電子マネーのうち、楽天 Edy、SUGOCA、ICOCA、PASMO、Suica、Kitaca、WAON、nanaco から提供されたデータを集計したものである。ただし、交通系電子マネーについては、乗車や乗車券購入に利用されたものは含まれない。

*4. 「コード決済利用動向調査（2025年3月14日公表）」（一般社団法人キャッシュレス推進協議会）より、AEON Pay、d払い、OKI Pay、au PAY、commoney、atone、FamiPay、YOKAI Pay、PayPay、J-Coin Pay、メルペイ、ゆうちょ Pay、LINE Pay、楽天ペイ（アプリ決済）から提供された店舗利用金額・店舗利用件数のデータを集計したものである。このうち店舗利用金額にはクレジットカードからの利用分（51,271億円）を含む。

取引1件あたりの平均決済額で比較すると、電子マネーとコード決済はクレジットカードと比べてかなり少額の決済シーンで利用されていることがわかる。このため金額ベースで評価すると図表1のようにクレジットカードとの間に大きな差が生じるものの、決済件数で比較するとクレジットカードの202.7億件に対して電子マネーは60.1億件、コード決済は115.1億件であり、その差はかなり縮まる。日本のコード決済のサービス開始は、LINE Payが2014年、楽天ペイが2016年、d払い・PayPayは2018年、au PAYが2019年であり、IC型電子マネー（Edy（現 楽天Edy）のサービス開始は2001年）と比較して歴史はかなり浅い。¹⁾ だが、IC型電子

1) 日本における電子マネー・モバイル決済のサービス展開の歩みについては中田（2021）を参照されたい。なお、LINE Payは2025年4月末でサービスを終了し、PayPayに統合された。

キャッシュレス化の現状と課題

マネーの普及が鈍化しているのとは対照的に、コード決済は近年になって少額対面取引を中心にシェアを急速に伸ばしている。

一方、デビットカードの決済単価はクレジットカードに近い。したがって、比較の尺度（金額ベースと件数ベースのどちらで評価するか）に関わりなく、日本ではデビットカード決済が浸透していないことがわかる。

2-2. 海外では普及しているデビットカード決済

日本とは異なり、キャッシュレス化が進展している他の国々ではデビットカード決済が広く普及している。

アメリカでは、ボストン連銀（Federal Reserve Bank of Boston）とアトランタ連銀（Federal Reserve Bank of Atlanta）が Federal Reserve Financial Services と共同で定期的に決済手段選択に関する消費者向けの個票調査（Survey and Diary of Consumer Payment Choice）を実施している。図表3には、得られた家計簿データをもとに取引件数ベースで算出した各決済手段のシェアの推移が示されている。現金や小切手の利用が大きく減少している一方でカード払いが増加しているが、デビットカードとクレジットカードのシェアは拮抗している。

図表3. アメリカの消費者による決済手段選択の推移

	現金	小切手	クレジット	デビット	その他
2016	31%	7%	18%	27%	17%
2020	19%	7%	27%	28%	19%
2024	14%	3%	35%	30%	18%

（出所）Bayeh, Nardone, O'Brien, and Phelps（2025）をもとに筆者作成

オーストラリアでも、中央銀行のRBA（Reserve Bank of Australia）によって3年毎に同様の個票調査（Consumer Payments Survey）が実施されている。図表4には、やはり取引件数ベースで算出したオーストラリアにおける各決済手段のシェアの推移が示されている。現金のシェアが減少して

図表4. オーストラリアの消費者による決済手段選択の推移

	現金	クレジット	デビット	その他
2016	37%	22%	30%	11%
2019	27%	19%	44%	10%
2022	14%	26%	51%	9%

注) クレジットにはチャージカード（プリペイド型）も含まれる。

(出所) Livermore, Mulqueeney, Nguyen and Watson (2023)をもとに筆者作成

いるのはアメリカと同様だが、その一方でクレジットカードよりもむしろデビットカードのほうが大きくシェアを伸ばしている。²⁾

欧州でもデビットカードが支配的なキャッシュレス支払手段となっている。例として、スウェーデンではRiksbank（スウェーデンの中央銀行）が2年毎に消費者向けに支払行動に関するアンケート調査を実施している。この調査では、アメリカのSurvey and Diary of Consumer Payment ChoiceやオーストラリアのConsumer Payments Surveyのような家計簿調査は行っていないが、対象者に「過去30日間に、（個人として）どの支払い方法を利用したか」を尋ねている（複数回答可）。現時点で最新の2023年調査（Payments patterns in Sweden 2023）の回答結果は、現金が49%、クレジットカードが35%、デビットカードが89%であった。³⁾ なお、同設問ではSwishも82%という高い回答率になっている。Swishは大手銀行各行とRiksbankが協力して開発したスウェーデン独自のスマートフォンアプリで、銀行口座に電話番号を紐づけすることで、相手の電話番号を指定するだけで無料で個人間送金ができる。決済にも利用可能で、デビットカード

-
- 2) RBAが実施しているConsumer Payments Surveyでは、取引金額ベースで各決済手段のシェアを把握することも可能である。現時点で最新の2022年調査では、取引金額ベースでのシェアは「現金：8%、クレジット：26%、デビット：39%、その他：27%」であり、やはりデビットカードのシェアが最も高い。
- 3) 回答結果は、Riksbank (2024), "Payment habits of Swedish people" (<https://www.riksbank.se/en-gb/statistics/payment-patterns/>) および 同 URL よりダウンロード可能な "Numerical data, Payments patterns in Sweden 2023 (xlsx)" から確認できる。

と同様に代金分が即時に銀行口座から引き落とされる。

欧米では、クレジットカードがリボルビング払い（以下、リボ払い）で利用されることが一般的である。リボ払いでは毎月の支払額が一定に固定されるため、例えば月々の支払額を2万円に設定すると、利用残高が10万円あっても当月に支払うのは2万円にとどまる。一方、カード会社は加盟店に対して利用者の購入代金を立て替えて支払う必要があるため、残りの8万円分を利用者に融資しているのと同じ状況になる。利用者は毎月2万円ずつ返済していくが、経済状況が悪化すれば返済不能となる可能性があるため、カード会社はこの信用リスクに見合う利息相当の手数料を徴収する。新たな利用がなければ未払い残高は毎月2万円ずつ減るが、買い物を続ければ残高は増えることもある。信用リスクは利用者の未払い残高の大きさに依存するため、手数料は未払い残高の一定割合で決まる仕組みになっている。したがって、リボ払いでは毎月の支払額は固定されるが、毎月の手数料は未払い分の大小に応じて変動する。

経済学の動学効用最適化理論によれば、家計の効用が限界効用逓減を満たし、将来に不確実性が存在しない状況では、所得が少ない時期に消費を抑えて後年に多く消費するよりも、所得が少ない時期には借り入れを行い、所得が増えてから返済することで消費を平準化したほうが生涯効用は高くなる。したがって、安定した収入があり将来の不確実性が小さい高所得層にとっては、利息相当の手数料を負担してでもリボ払いを利用し、消費水準を通時的に平準化することには一定の合理性がある。⁴⁾ さらに、カード会社の視点から見ると、リボ払いでは利用者の返済不能リスクを負うため、信用力の低い消費者を排除したいというインセンティブが働く。このため、

4) 加えて、特にアメリカではFICOスコアのようなクレジットスコア（個人の信用評価を得点化した指標）が住宅ローンの審査や賃貸住宅の入居審査など様々な局面で大きな影響を及ぼす。クレジットスコアは、適切な利用金額で長期・安定的にリボ払いを維持することで上昇するとされており、未払い分を増やさない程度にリボ払いを続けるひとつの誘因となりうる。

欧米ではクレジットカードの入会審査が厳格である。一方、即時払いのデビットカードは利用を預金残高の範囲に限定できるため、カード会社は未払いリスクを負わず、入会審査も緩やかで済む。こうした背景から、欧米では高所得層がクレジットカードを利用し、審査に通らない層はデビットカードを利用するという構図が形成されている。⁵⁾ 加えて、たとえクレジットカードの審査に通るだけの信用力があっても、将来の収入（返済能力）に不安を感じる消費者は、あえてデビットカードを選択していると考えられる。

2-3. 日本でデビットカード決済が浸透しない背景

既にデータで確認したように、諸外国とは対照的に現状の日本ではデビットカードが普及していない。その背景には、クレジットカードの利用形態の相違がある。具体的には、日本ではリボ払いの利用は極めて限定的である。図表5には、2024年のクレジットカードショッピングの信用供与額・契約件数の支払期間別の内訳が示されている。⁶⁾

リボ払い・分割払い等の「支払期間が2か月を超える支払」は信用供与額全体の5%程度にとどまり、残りの約95%は手数料のかからない「2か月以下の支払」である。このように日本では、手数料を伴わないという点でデビットカードに近似した形態でクレジットカードが利用されている。契約件数ベースでは「2か月以下の支払」をさらに「マンスリークリア（翌月一括払い）」と「それ以外」に分類できるが、マンスリークリアがほぼ全てを占めていることを確認できる。翌月にまとめて口座から引き落と

-
- 5) 銀行に預金口座を開設するにも一定の信用力は必要であり、欧米の銀行は口座管理手数料を徴収することが一般的である。よって、銀行に口座を持ってない“unbanked”と呼ばれる低所得層は、VisaやMastercardなどの国際ブランドが提供するプリペイド型のチャージカードサービスを利用している。
 - 6) 信用供与額・契約件数は、一般社団法人日本クレジット協会が主要クレジットカード会社（26社）のクレジットカード信用供与額・契約件数を調査した「クレジットカード動態調査」の集計結果である。

キャッシュレス化の現状と課題

図表 5. 日本におけるクレジットカードショッピングの支払期間別内訳（2024 年）

信用供与額	2か月を超える支払	2か月以下の支払	
101.5兆円	5.6%	94.4%	
契約件数	2か月を超える支払	2か月以下の支払	
		マンスリー クリア	マンスリー クリア 以外
202.7億件	4.89%	95.10%	0.01%

（出所）一般社団法人 日本クレジット協会（2025）をもとに筆者作成

される点はデビットカードと異なるものの、未払い残高が発生しない範囲に利用が集中している点において、両者は機能的に類似している。未払いリスクが小さいことから欧米諸国ほどクレジットカードの審査が厳格でないこともあり⁷⁾、日本では多くの消費者によってクレジットカードが利用されている。

こうした利用形態には歴史的経緯も影響している。日本では戦前から割賦販売のしくみは存在していたが、国内で初めてクレジットカードが発行されたのは1961年3月である。⁸⁾ これに対し、日本デビットカード推進協議会（現 日本電子決済推進機構）がJ-Debit（金融機関のキャッシュカードによるデビットカードサービス）を全国的に開始したのは2000年3月である。⁹⁾ それまでの約40年間、対面決済で使用できるキャッシュレス支払手段はクレジットカードに限定されていた。日本の家計部門はリスク回避的であることが知られ、アメリカやEU諸国と比べて金融資産に占める株式や投

7) 1ヶ月の間に預金口座の残高が不足する状況は生じうるので、審査では一定の信用力は求められ、利用限度額も慎重に設定されている。

8) 一般社団法人 キャッシュレス推進協議会、「キャッシュレス年表」(<https://paymentsjapan.or.jp/publications/reports/chronicle/>)

9) 1999年1月から一部の金融機関で先行的にサービスが開始されていたため、「キャッシュレス年表」（一般社団法人 キャッシュレス推進協議会）ではサービスの開始時期が1999年1月と記載されている。

資信託の保有割合が低い。こうしたリスク回避的な選好はクレジットカードの利用方法にも影響し、将来の不確実性を嫌う消費者は、長期の債務と手数料を伴うリボ払いではなく、1か月で債務が確実に解消され手数料も生じないマンスリークリアを選ぶ傾向が強くなったと考えられる¹⁰⁾。

即時払いで債務が発生しないデビットカードは、本来、リスク回避的な選好をもつ消費者にとっては望ましいキャッシュレス支払手段である。しかし、J-Debitのサービス開始から四半世紀が経過した現在でも普及は限定的である。当初の普及制約要因として、日本独自のJ-Debitは国際ブランドと比較して加盟店網が狭く、利用可能店舗が限られていた点が挙げられていたが¹¹⁾、近年はいわゆるブランドデビットのサービスを展開する金融機関も増えている。ブランドデビットは国際ブランドの加盟店で広く利用可能であり、利便性の面ではクレジットカードに引けを取らない。加えて、日本電子決済推進機構は2019年からJ-Debitの基盤を活用したBank Payのサービスを開始した。Bank PayはスウェーデンのSwishと同様にスマートフォンで即時払いと個人送金の両方ができ、デビットカードの利便性も向上している。それでも、一般にクレジットカードのほうがデビットカードよりもリワード・プログラムが充実していることもあり¹²⁾、日本

-
- 10) リスクを適切に制御できれば、利用者から徴収する手数料はカード会社の収益源となる。このためカード会社は信用力の高い会員向けにリボ払いの利用促進を図っているものの、図表5に示されるように、直近でもマンスリークリアでの利用が圧倒的に多い。
 - 11) 中田（2018a）でも言及されているように、サービス開始当初は、決済金額がクレジットカードの利用限度額を上回ることが多い車の購入や保険の契約などでJ-Debitがしばしば使われていた。しかし、2000年代半ばから不正引出対策としてキャッシュカードの引出し可能額とセットで利用限度額が引き下げられるようになると、こうした決済機会でJ-Debitが利用されることもなくなっていった。（中田（2018a）文末注11）
 - 12) カード会社が加盟店から徴収する手数料の料率は、クレジットカード払いのほうがデビットカード払いよりも高い。したがって、クレジットカードのほうがポイント還元などのリワードのための原資を確保しやすい。なお、クレジットカードの場合、リボ払いの利用者からの手数料収入もリワードの原資となりうるが、リボ払いの利用者が非常に少ない日本にはあてはまらない。

ではマンスリークリアでのクレジットカード決済が定着し、欧米のようにデビットカードが広範に浸透する状況には依然として至っていない。

3. 「キャッシュレス決済比率」(国内)の見直し

3-1. キャッシュレス化の国際比較

これまで経済産業省が算出・公表してきた「キャッシュレス決済比率」は、その導入にあたって国際比較可能な指標とすることが重視された経緯がある。具体的には、(2)式の分子には“BIS Statistics : Retail payments, currency and related indicators”(通称“Redbook Statistics”)に収録されたキャッシュレス支払手段での取引金額が用いられている。この統計は、国際決済銀行(BIS)が決済・市場インフラ委員会(CPMI : Committee on Payments and Market Infrastructures)の加盟国からデータを収集・公表しているもので、日本も図表2の出所となる各支払手段のデータをBISに報告している。分母には、国民経済計算体系(SNA)に準拠して推計された各国の「民間最終消費支出」の金額が用いられている。

図表6には、この方法で算出された2023年の主要国のキャッシュレス決済比率が示されている。なお、中国については統一基準での客観比較が困難であり、韓国については統一基準で算出したキャッシュレス決済比率が100%を超えてしまうことから、一般社団法人キャッシュレス推進協議会はこれらの国についてはEuromonitor Internationalのデータで算出した値を参考指標として公表している。¹³⁾

13) 分母の民間最終消費支出には企業部門の取引が含まれない一方で、分子のBISによる公表統計には、コーポレートカードを始めとする企業会計分野でのクレジットカード利用も含まれる。この点は全ての国で同じだが、韓国では企業によるクレジットカード利用の規模が大きいため、統一基準で算出するとキャッシュレス決済比率が100%を超過する。Euromonitor International社の提示するデータでは、支払手段別の消費者の利用額が推計されており、一般社団法人キャッシュレス推進協議会はこれをもとに中国・韓国のキャッシュレス決済比率を算出している。(一般社団法人キャッシュレス推進協議会(2022), 9頁)

図表 6. キャッシュレス決済比率の国際比較（2023年）

統一基準			
オーストラリア	75.6%	フランス	52.7%
カナダ	71.5%	スウェーデン	48.0%
シンガポール	68.4%	日本	39.3%
英国	64.0%	イタリア	34.3%
米国	58.4%	ドイツ	25.3%
参考指標*			
韓国	99.1%	中国	83.3%

（出所）一般社団法人キャッシュレス推進協議会（2025b）をもとに筆者作成

* 韓国、中国の比率は Euromonitor International のデータより算出

これまで日本では、着実にキャッシュレス化が進んできたものの、図表 6 が示すとおり、主要国と比べるまだ後れをとっていることは否定しがたい。国際的に見ると、日本は ATM ネットワークが非常に充実しており、道路網も緻密に整備されているので各地の ATM への現金の補充も比較的容易である。また、強盗や偽造紙幣といった犯罪被害にあうリスクも相対的に低い。こうした条件が揃っていたため、これまでは現金決済が高い利便性を維持してきた。しかし、今後は状況が変わる可能性が高い。人口減少が進むなか、従来の規模のまま ATM 網を維持することは収益性の面から困難になり、運送ネットワークに人手不足の影響が及べば、ATM への現金補充にも支障が生じると予想される。さらに、深刻化する人手不足に対応するためには、店舗がレジ作業・釣銭管理・売上集計といった煩雑な現金管理業務を削減していくことが不可欠である。こうした点を踏まえると、キャッシュレス化を推進する重要性は今後ますます高まると考えられる。

3-2. 従来の「キャッシュレス決済比率」（経済産業省）の留意点

これまで国際比較や国内の時点間比較に広く参照されてきた経済産業省

の「キャッシュレス決済比率」であるが、その解釈にあたっていくつかの留意点があることが早くから指摘されてきた。¹⁴⁾ 論点は多岐にわたるが、ここでは最も重要だと考えられる2点を挙げる。

第1に、分母である「民間最終消費支出」には帰属家賃が含まれている。帰属家賃とは、持ち家に居住する家計が自らに提供している住宅サービスを、市場で賃貸した場合の家賃水準で評価し、家計の消費として計上したものである。このような、いわば仮想的な支出項目を消費に含める理由の一つは、国際比較における歪みを避けるためである。国民経済計算（SNA）では三面等価の原則に基づき、GDPは支出面から推計される。持ち家の居住者と賃貸住宅の居住者は、実際には同等の住宅サービスを消費しているにもかかわらず、市場取引が存在する賃貸住宅の家賃だけを計上すると、持ち家比率の高低によって国ごとのGDPが不当に異なることになる。この問題を回避するため、SNAでは持ち家の住宅サービスを推計し、「帰属家賃」として家計最終消費支出に含めることを定めている。

しかし、キャッシュレス決済比率を算出するにあたっては、本来であれば帰属家賃は控除することが望ましい。帰属家賃はあくまでも仮想的な支出であるため、これを含めると分母の過大計上となり、キャッシュレス決済比率が実態よりも低く算出されてしまうからだ。もっとも、帰属家賃の扱いについては国際的な統一が十分に図られていない。このため、恣意性が入り込む余地を排除する観点から、従来は帰属家賃を控除しないまま指標が算出されてきた。

帰属家賃が含まれると分母の過大計上につながる点は全ての国で同じである。「令和5年住宅・土地統計調査」（総務省）によれば、2023年の日本の持ち家比率は60.9%だった。これに対し、Eurostatによれば2024年のEU

14) 従来の「キャッシュレス決済比率」の解釈上の留意点については中田（2018b）で整理されているほか、経済産業省自身も『キャッシュレス・ビジョン』（2018年4月）で言及している。

諸国の持ち家率の平均は68.4%¹⁵⁾、US Census Bureauによればアメリカの2025年第4四半期の持ち家率は65.7%であり¹⁶⁾、各国間で極端な差は見られない。各国の持ち家比率が大きく異ならないのであれば、民間最終消費に占める帰属家賃の割合も大きく変わらず、国際的な「相対比較」に及ぼす影響は限定的と考えられる。ただし、民間最終消費に占める帰属家賃の割合が高いほど各国のキャッシュレス決済比率の「絶対水準」には相応の影響が及ぶことは確かであり、これは日本にもあてはまる。図表7には、日本の国民経済計算体系における帰属家賃の規模の推移が示されている。

家計最終消費支出に占める帰属家賃の割合はこのところ17～18%台という高い水準で推移しており、分母の過大計上によるキャッシュレス決済比率の過小推定への懸念が看過しえなくなりつつあることが確認できる。

従来の「キャッシュレス決済比率」の解釈上の第2の大きな留意点は、分子のキャッシュレス支払には預金取扱機関の口座を介した電子取引（口座振替や振込）が含まれていないことである。

一般社団法人全国銀行協会は、みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・ゆうちょ銀行を対象として個人口座の払出しの内訳を集計し、その比率を定期的に公表している。図表8には2024年の調査結果が示されている。

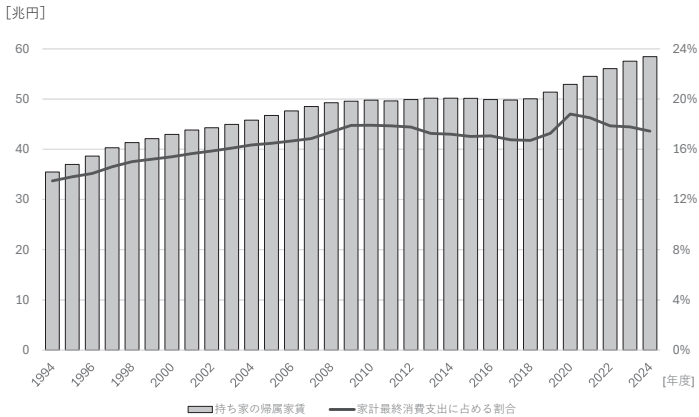
個人口座からの出金総額308兆円のうち、現金で払い出された割合は40%に留まっている。一方で、その目的が支払と個人間送金のどちらなのかまでは識別できないものの、25.7%の割合は他口座への振込のかたちで

15) Eurostat (February 6, 2026), "68% of people living in EU households own their home" (<https://ec.europa.eu/eurostat/web/products-eurostat-news/w/ddn-20260205-1>). なお、国別に見るとイタリア（75.9%）のように高い国、スウェーデン（64.8%）のように日本並みの国、ドイツ（47.2%）のように低い国など様々である。

16) United States Census Bureau (February 3, 2026), "Quarterly Residential Vacancies and Homeownership, Fourth Quarter 2025" (<https://www.census.gov/housing/hvs/current/index.html>)

キャッシュレス化の現状と課題

図表 7. 日本の帰属家賃の規模の推移



(出所) 「2024 年度 (令和 6 年度) 国民経済計算年次推計国民経済計算」 (内閣府) をもとに筆者作成

図表 8. 調査対象銀行*の個人口座におけるキャッシュレスでの払い出し比率 (2024 年)

出金総額	309兆円
口座振替	33.1%
クレジットカード払い	15.7%
デビットカード払い	0.6%
公共料金	1.5%
その他	15.3%
振込	25.7%
インターネットバンキング	15.0%
ATM	3.9%
その他	6.8%
ペイジー	0.4%
現金	40.8%

(出所) 「キャッシュレスによる払い出し比率」 (一般社団法人全国銀行協会) をもとに筆者作成

* 調査対象: みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・ゆうちょ銀行

払い出されている。その他、クレジットやデビットの引き落とし分を除く約 17% は口座振替 (口座からの自動引き落とし) のかたちで支払いのために払い出されている。日本では他国に比して早くから口座振替や振込が普及

しており、もしこれらの非現金取引が「キャッシュレス支払い」に含まれるれば、日本のキャッシュレス決済比率はより高くなるとともに、他国との差も縮小する可能性が高い。

3-3. 国内のキャッシュレス化進展度を把握するための新指標の採用

国内の利用実態に沿った指標のもとでキャッシュレス化の進捗を測定することの重要性は政策当局・決済事業者・研究者間で広く共有され、まずキャッシュレスの将来像に関する検討会（経済産業省、2022年9月～2023年3月、全5回）において産学から選出された委員によって新指標の案が検討された。¹⁷⁾ さらに、筆者も委員として参加したキャッシュレス推進検討会（経済産業省、2025年10月～2025年12月、全3回）で議論が重ねられ、①国際比較可能性を維持するため、従来の指標は「国際比較指標」として算出・公表を続けること、②国内のキャッシュレス化の進捗を実態に則したかたちで把握するため、新たに「国内指標」を導入し、今後はこれと「国際比較指標」を併用することが決定された。¹⁸⁾ 「国内指標」として位置づけられる新たなキャッシュレス決済比率は以下の(3)式から算出される。

(3) キャッシュレス決済比率の「国内指標」

$$= \frac{\text{クレジットカード支払額} + \text{デビットカード支払額} + \text{電子マネー支払額} + \text{コード決済支払額}}{\text{家計最終消費支出} - \text{持ち家の帰属家賃}}$$

分母については従来の指標から2点が変更されている。第1に、ベースとなる国民経済計算体系の消費の統計を「民間最終消費支出」から「家計最終消費支出」に変更した。前者の「民間最終消費支出」には家計に加え

17) キャッシュレスの将来像に関する検討会での検討内容の詳細は、経済産業省 商務・サービスグループキャッシュレス推進室（2023）を参照のこと。

18) キャッシュレス推進検討会での検討内容の詳細は、経済産業省 商務・サービスグループ 商取引・消費経済政策課（2025）を参照のこと。

キャッシュレス化の現状と課題

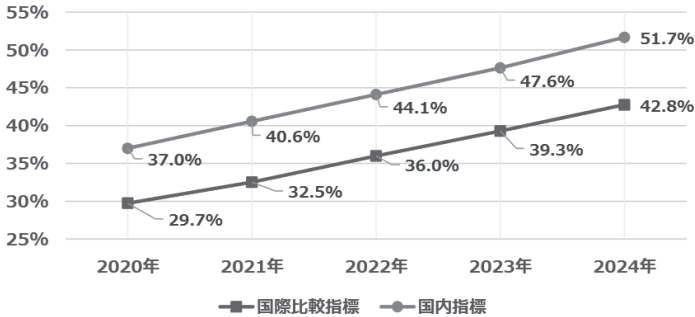
て「対家計民間非営利団体」（宗教団体やNPO法人）の消費支出も含まれていたが、これが控除されたことになる。なお、2024年度の民間最終消費支出（340.4兆円）に占める対家計民間非営利団体の割合は3.3%程度である。第2に、3-2で指摘した過大計上の問題に対処するため、「国内指標」では持ち家の帰属家賃を控除することになった。

一方で、分子については従来の指標からの変更はない。2023年3月に公表されたキャッシュレスの将来像に関する検討会のとりまとめでは、今後、口座振替・振込を分子に算入する方向性が示されていた。そのためには、まず前提として、図表8で6つの大手銀行に限定されていた口座からの払い出し比率の調査対象が全ての預金取扱機関に拡大される必要がある。しかし、2025年時点ではデータの取得可能性が確保されていないことに加え、もともと振込に関しては支払目的と個人間送金目的の区別が難しいこともあり、キャッシュレス推進検討会では新指標の分子への算入を見送ることとした。

図表9では、従来のキャッシュレス決済比率（今後の名称は「国際比較指標」）と2020年まで遡及推定された新しい算出式によるキャッシュレス決済比率（今後の名称は「国内指標」）が比較されている。2020年以降は新指標のほうが従来指標よりも概ね7～9%程度高くなっており、より国内の利用実態に沿った指標のもとでは2024年のキャッシュレス決済比率が50%を超えていることが確認できる。

キャッシュレス推進検討会のとりまとめでは今後のキャッシュレス化推進の目標も設定され、①中間目標として2035年までに国内指標を65%まで高めること、②年限は定めないものの、最終的には国内指標80%を達成することが明記された。なお、前述のように現状では銀行取引の考慮が難しい状況になっているが、統計の整備等で今後により正確な情報が取得可能になるかもしれない。また、今後の技術革新により、CBDC（中央銀行デジタル通貨）やステーブルコインといった新しい決済手段が急速に普及

図表9. 国際比較指標（従来）と国内指標（新基準）の比較



（出所）経済産業省 商務・サービスグループ 商取引・消費経済政策課（2025）より抜粋

していく可能性も否定できない。キャッシュレス推進検討会では、こうした環境変化が確認された場合に算出方法や目標値設定のアップデートに柔軟に対応していく方針も確認された。

日本でさらにキャッシュレス化を推進していくにあたっては、現状においてまだキャッシュレス決済の利用が進んでいない領域に浸透を図っていくことが欠かせない。以下では具体的な低利用領域として「地方の経済圏」に焦点をあて、効果的な普及促進策を検討していくための出発点として、まずは日本におけるキャッシュレス化の地域間格差の正確な現状把握を試みる。

4. 国内におけるキャッシュレス化の進展状況の地域間比較

キャッシュレス化の進展状況を地域別に把握可能な国内統計として「家計消費状況調査（ICT関連項目）」（総務省統計局）と「全国家計構造調査」（総務省統計局）がある。

4-1. 家計消費状況調査（ICT関連項目）による現状把握

家計消費状況調査（ICT関連項目）は、ICT関連の消費の実態を安定的

キャッシュレス化の現状と課題

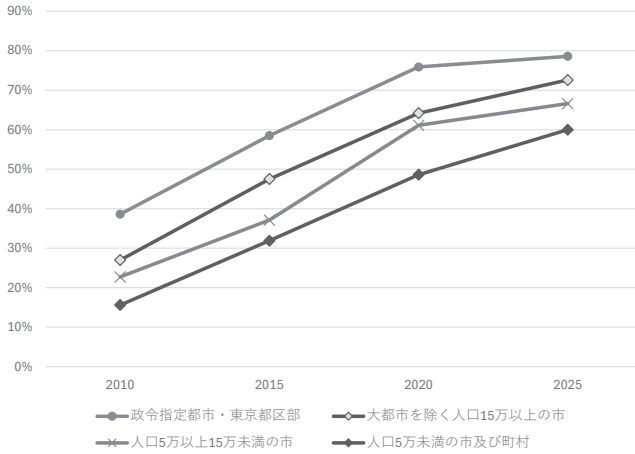
に把握することを目的として毎年実施されている。全国の3,000の調査地点から10世帯ずつ選定し、合計30,000世帯を対象として調査が行われる。調査票では主に「電子マネーの利用状況」や「インターネットでの購入状況」に関する質問が設けられている。なお、家計消費状況調査では「この調査での電子マネーとは、事前に現金と引き換えに金銭的価値が発行されたICカードやプリペイドカード等のことを言う。例) Suica, ICOCA, PASMO, nanaco, WAON, 楽天Edy, WebMoney, BitCash, クオカードなど」とされており、クレジットカードやデビットカードといったキャッシュレス支払手段は調査対象に含まれていない。¹⁹⁾

図表10には、世帯内に電子マネーを利用する者がいるかを尋ねた設問に関する回答結果(総世帯)の推移が都市の規模別に示されている。都市の人口規模が大きくなるほど電子マネーを利用する家族がいる世帯の割合が高くなっている。これは利用可能店舗の多さを反映しているものと考えられる。さらに、図表11では地域別に同じ設問に対する回答結果が示されている。首都圏をはじめとして多数の大都市が含まれる「関東」では、近年では電子マネーを利用する家族がいる世帯の割合は80%に達していることが確認できる。その他の地方でも2020年にはこの割合は50%を超え、直近では60%~70%程度に達している。ただ、政府による「キャッシュレス・消費者還元事業」(2019年10月~2020年6月)²⁰⁾の終了後は普

19) 調査票には「なお、ここでの「電子マネーの利用」には、キャッシュカード、クレジットカード、デビットカードの利用や後払い(ポストペイ)方式のICカードなどの利用は含めないでください。また、図書カードのように特定の商品・サービスしか購入できないプリペイドカードなどの利用も含めないでください。」と明記されている。

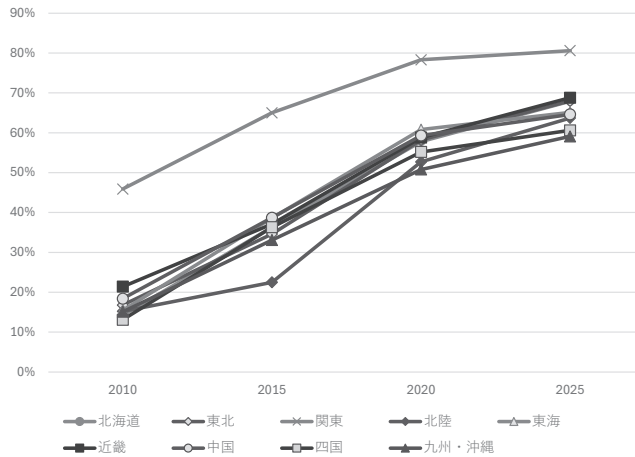
20) キャッシュレス・消費者還元事業は、消費税率引上げの影響を抑えるための景気刺激とキャッシュレス化の推進を狙いとして実施された。消費者に対しては、中小事業者の店舗で一定の条件を満たすキャッシュレス支払手段を使用して商品・サービスを購入すると、政府による財源負担で5%分のポイントが付与された。また、大企業のフランチャイズチェーンに加盟する中小事業者の店舗で購入した場合も2%分のポイントが消費者に還元された。加盟店への補助も手厚く、新たにキャッシュレス決済を導入する場合には、決済

図表 10. 電子マネーを利用する家族がいる世帯の割合の推移（都市規模別）



（出所）「家計消費状況調査（ICT関連項目）」（総務省）をもとに筆者作成

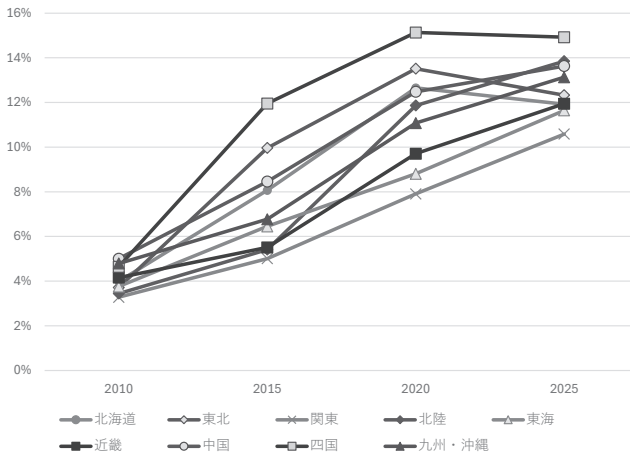
図表 11. 電子マネーを利用する家族がいる世帯の割合の推移（地域別）



（出所）「家計消費状況調査（ICT関連項目）」（総務省）をもとに筆者作成

キャッシュレス化の現状と課題

図表 12. 1 か月間の「電子マネーの利用額／消費額」比率の推移（地域別）



(出所)「家計消費状況調査 (ICT 関連項目) (総務省)」と「家計調査」(総務省)の公表値を筆者が加工したものの

及ペースが鈍化していることが窺われる。

家計消費状況調査 (ICT 関連項目) では、1 か月間の電子マネーの利用額についても尋ねている。地域ごとの消費額の差異を調整するため、この回答結果 (総世帯) を「家計調査」(総務省) の消費額 (総世帯) で除し、「消費全体に占める電子マネー支払いの比率」の推移を地域別に示したものが図表 12 である。²¹⁾ 図表 11 とは傾向が異なり、電子マネーを利用する家族

端末の調達費用が無償化された (3分の2を国が補助し、残りの3分の1を決済事業者が補助)。さらに、決済事業者を支払う手数料についても、3分の1が国から補助された。この他、決済事業者に対しては、自らが提供する支払手段が還元事業の対象となるためには、加盟店に要求する手数料率を3.25%以下にすることが条件とされた。

21) 家計消費状況調査 (ICT 関連項目) では「九州・沖縄」が集計されている一方、家計調査では九州と沖縄が分割して集計されている。図表 12 では、家計調査の消費に関しては、九州と沖縄の標本数で加重平均したものを「九州・沖縄」の消費額として比率を算出している。

がいる世帯の割合が高かった「関東」では「電子マネーの利用額／消費額」がもっとも低く、電子マネーを利用する家族がいる世帯の割合では下位に位置していた「四国」でこの比率が最も高くなっている。なお、消費額で除さない場合でもこの傾向は変わらない。

日本のキャッシュレス化の状況がある程度は地域別に比較できる「家計消費状況調査(ICT関連項目)」ではあるが、①キャッシュレス決済手段のうち、プリペイド型電子マネーの利用しか把握できない、②都道府県単位での比較ができない、といった限界がある。これに対し、各地域におけるキャッシュレス化の実態をより精緻に分析できるのが「全国家計構造調査」である。

4.2. 全国家計構造調査による現状把握

全国家計構造調査は、家計部門による消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握することを目的として5年毎に実施されている。調査票は、①家計簿、②年収・貯蓄等調査票、③世帯票の3種類から構成され、日々の家計の収入と支出、年間収入、預貯金などの金融資産、借入金、現住居の状況(床面積、建築時期など)などが広範に調査される。最新の令和6年(2024年)調査では全国の約90,000世帯が対象となっている。ただし、このうち約44,000世帯は上記の②・③のみに回答する簡易調査の対象である。

家計簿調査では、対象者に所定の様式の家計簿を配布し、10月・11月の2か月の収入・支出を記録してもらう。記録内容には支払方法(10月と11月の両方)や購入先(11月のみ)も含まれている。支払方法に関しては、購入品目毎に以下の9種類の選択肢から選ぶようになっている。

- ①現金
- ②クレジット・掛買い・月賦
- ③電子マネー プリペイド(前払い)

キャッシュレス化の現状と課題

- ④電子マネー ポストペイ（後払い）
- ⑤ポイント
- ⑥商品券
- ⑦デビットカード
- ⑧口座間振込等
- ⑨自分の店の商品

ただし、総務省が統計を公表する段階でこれらは以下の3つのカテゴリーに集計される。

(A) (集計上の) 現金

- ①現金, ⑤ポイント, ⑥商品券, ⑦デビットカード, ⑧口座間振込等, ⑨自分の店の商品

(B) クレジットカード・掛買い・月賦（電子マネー（ポストペイ）を含む）

- ②クレジット・掛買・月賦, ④電子マネー ポストペイ（後払い）

(C) 電子マネー（プリペイド）

- ③電子マネー プリペイド（前払い）

「(集計上の) 現金」には、ポイントや商品券による購入の他にデビットカードや口座間振込等も含まれることに注意が必要である。既に述べたとおり日本ではデビットカード決済が浸透していないためにその影響は限定的であるが、口座間振込の分は無視しえない過大計上要因になっていると考えられる。

購入先については、調査票には以下の3カテゴリー・9種類の選択肢が用意されている。

通信販売

- ①通信販売(インターネット)
- ②通信販売(その他)

店頭販売

- ③一般小売店²²⁾
- ④スーパー
- ⑤コンビニエンスストア
- ⑥百貨店
- ⑦生協・購買
- ⑧ディスカウントストア・量販専門店

その他

- ⑨その他²³⁾

全国家計構造調査ではこのような家計簿調査を実施しているため、アメリカの“Survey and Diary of Consumer Payment Choice”(図表3)やオーストラリアの“Consumer Payments Survey”(図表4)のように現金を含む支払手段別のシェアを把握することも可能である。また、家計消費状況調査(ICT関連項目)では地域別の集計にとどまっていたが、全国家計構

-
- 22) 全国家計構造調査の「用語の解説」では、「④スーパー～⑧ディスカウントストア・量販専門店以外の小売店をいう。例えば、個人商店、ガソリンスタンド、書店、雑貨店、高級ブランドショップ、新聞小売店、チケットショップなどをいう。」とされている。
- 23) 全国家計構造調査の「用語の解説」では、①通信販売(インターネット)～⑧ディスカウントストア・量販専門店以外とされ、例として、美容院、クリーニング店、問屋、市場、露店、行商、リサイクルショップが挙げられている。また、飲食店(レストラン・ファーストフード・居酒屋等)や自動販売機、電気料金や都市ガス料金などの支払もここに含めるとされている。

キャッシュレス化の現状と課題

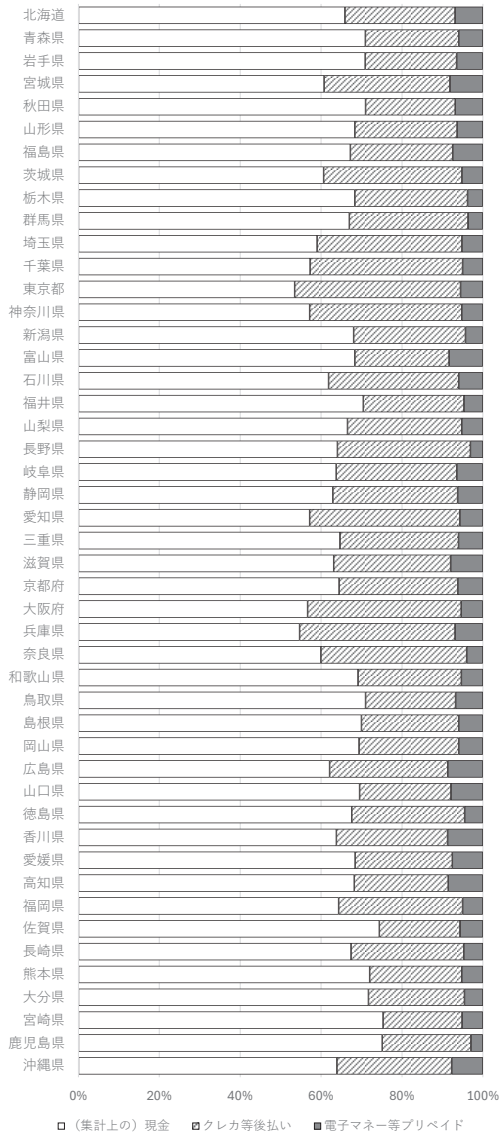
造調査は都道府県別の集計結果も公表されている。

図表 13 には、11 月分の家計簿調査（総世帯）に限定した支払手段別のシェアが都道府県別にグラフで示されている。²⁴⁾ また、図表 14 では 5 年前に実施された前回調査とのシェアの変化が表で示されている。全ての都道府県で 5 年前よりも「(集計上の) 現金」(以下、現金) のシェアが低下していることを確認できる。複数の大都市が含まれる埼玉県・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府・兵庫県では、クレジットカード等の後払い決済(以下、クレジットカード) とプリペイド型電子マネー(以下、電子マネー) をあわせたキャッシュレス決済全体のシェアが 2024 年には 40% を超えている。既に図表 2 に示されたように、クレジットカードとプリペイド型の電子マネー(含: コード決済) では決済単価が大きく異なる。図表 13 にもこのことが反映され、キャッシュレス決済の主要な部分はクレジットカード決済で占められている。

キャッシュレス化の地域間比較をより容易にするため、図表 15 では、クレジットカードと電子マネーのそれぞれについて、消費支出に占めるシェアが高い都道府県順に並べ替えている。クレジットカードについては、人口が多く、店舗が集積している都道府県が上位に名を連ねる傾向がみられる。これに対し、電子マネーに関しては必ずしも明確な傾向は見いだせないが、徳島県を除いた 3 県(香川県・高知県・愛媛県) は上位に位置しており、この結果は「家計消費状況調査 (ICT 関連項目)」の結果(図表 12) と整合的である。

24) 類似の分析は総務省統計局(2025)でも行われているが、総務省統計局(2025)では10月・11月の2か月分の家計簿調査の回答結果から集計されているのに対し、本稿では11月の家計簿調査の回答結果のみから集計しているために数値がごくわずかに異なっていることに注意されたい。

図表 13. 支出に占める各支払手段のシェア〈1〉（2024年）



(出所)「令和6年 全国家計構造調査」(総務省)をもとに筆者作成

キャッシュレス化の現状と課題

図表 14. 支出に占める各支払手段のシェア 〈2〉 (2024 年と 2019 年の比較)

	(集計上の) 現金	クレカ等 後払い	電子マネー等 プリペイド
北海道	65.9% (-6.5%)	27.2% (4.3%)	6.9% (2.3%)
青森県	71.0% (-9.7%)	23.1% (8.3%)	6.0% (1.4%)
岩手県	70.9% (-7.1%)	22.6% (5.1%)	6.5% (2.0%)
宮城県	60.7% (-10.2%)	31.1% (8.0%)	8.1% (2.2%)
秋田県	71.0% (-5.9%)	22.2% (3.6%)	6.9% (2.4%)
山形県	68.3% (-12.0%)	25.3% (10.7%)	6.4% (1.4%)
福島県	67.2% (-7.6%)	25.3% (7.6%)	7.5% (0.0%)
茨城県	60.6% (-10.0%)	34.2% (9.1%)	5.2% (0.8%)
栃木県	68.3% (-9.4%)	27.8% (9.7%)	3.8% (-0.3%)
群馬県	67.0% (-11.1%)	29.4% (9.8%)	3.7% (1.3%)
埼玉県	59.0% (-13.8%)	35.8% (11.3%)	5.2% (2.6%)
千葉県	57.3% (-10.7%)	37.7% (9.7%)	5.0% (0.9%)
東京都	53.5% (-14.6%)	41.0% (12.7%)	5.5% (1.9%)
神奈川県	57.1% (-11.1%)	37.6% (9.7%)	5.2% (1.4%)
新潟県	68.1% (-10.8%)	27.6% (9.9%)	4.3% (0.9%)
富山県	68.3% (-6.5%)	23.3% (4.4%)	8.4% (2.1%)
石川県	61.8% (-12.4%)	32.2% (12.0%)	6.0% (0.4%)
福井県	70.4% (-8.6%)	24.9% (9.1%)	4.7% (-0.6%)
山梨県	66.5% (-8.0%)	28.3% (7.0%)	5.2% (1.1%)
長野県	64.0% (-12.0%)	32.9% (11.4%)	3.1% (0.5%)
岐阜県	63.7% (-9.2%)	29.8% (6.9%)	6.5% (2.3%)
静岡県	62.9% (-13.0%)	30.8% (10.8%)	6.2% (2.3%)
愛知県	57.2% (-11.3%)	37.1% (9.1%)	5.7% (2.2%)
三重県	64.7% (-4.5%)	29.3% (3.4%)	6.0% (1.0%)
滋賀県	63.1% (-10.8%)	28.9% (8.0%)	8.0% (2.8%)
京都府	64.5% (-1.2%)	29.3% (-0.4%)	6.2% (1.6%)
大阪府	56.7% (-18.0%)	38.0% (16.1%)	5.4% (1.9%)
兵庫県	54.7% (-18.0%)	38.4% (14.7%)	6.9% (3.3%)
奈良県	59.9% (-12.6%)	36.0% (12.7%)	4.0% (-0.1%)
和歌山県	69.1% (-10.3%)	25.6% (8.4%)	5.3% (1.9%)
鳥取県	71.0% (-4.5%)	22.2% (2.4%)	6.8% (2.1%)
島根県	70.0% (-6.9%)	24.0% (5.0%)	6.0% (2.0%)
岡山県	69.4% (-9.2%)	24.6% (7.0%)	6.0% (2.1%)
広島県	62.1% (-10.0%)	29.2% (9.2%)	8.7% (0.8%)
山口県	69.5% (-6.7%)	22.6% (5.5%)	7.9% (1.2%)
徳島県	67.6% (-10.6%)	27.9% (10.9%)	4.5% (-0.3%)
香川県	63.8% (-11.5%)	27.5% (10.3%)	8.7% (1.3%)
愛媛県	68.4% (-13.1%)	24.0% (11.2%)	7.6% (1.9%)
高知県	68.2% (-11.0%)	23.2% (10.2%)	8.5% (0.8%)
福岡県	64.3% (-14.8%)	30.6% (13.6%)	5.0% (1.2%)
佐賀県	74.4% (-8.2%)	20.0% (6.3%)	5.6% (1.8%)
長崎県	67.4% (-16.6%)	27.9% (14.7%)	4.7% (1.9%)
熊本県	72.0% (-7.5%)	22.7% (6.2%)	5.2% (1.3%)
大分県	71.7% (-8.7%)	23.7% (6.7%)	4.5% (2.0%)
宮崎県	75.3% (-6.3%)	19.5% (4.6%)	5.1% (1.7%)
鹿児島県	75.1% (-9.2%)	21.9% (8.3%)	3.0% (0.9%)
沖縄県	63.9% (-12.4%)	28.4% (10.4%)	7.7% (1.9%)

(出所)「全国家計構造調査」(総務省)の令和元年・令和6年調査をもとに筆者作成

※ 括弧内は5年前の前回調査(令和元年 全国家計構造調査)からのシェアの変化

図表 15. 支出に占めるキャッシュレス決済のシェアの都道府県ランキング

順位	クレカ等後払い		順位	電子マネー等プリペイド	
1	東京都	41.0%	1	香川県	8.7%
2	兵庫県	38.4%	2	広島県	8.7%
3	大阪府	38.0%	3	高知県	8.5%
4	千葉県	37.7%	4	富山県	8.4%
5	神奈川県	37.6%	5	宮城県	8.1%
6	愛知県	37.1%	6	滋賀県	8.0%
7	奈良県	36.0%	7	山口県	7.9%
8	埼玉県	35.8%	8	沖縄県	7.7%
9	茨城県	34.2%	9	愛媛県	7.6%
10	長野県	32.9%	10	福島県	7.5%
11	石川県	32.2%	11	兵庫県	6.9%
12	宮城県	31.1%	12	北海道	6.9%
13	静岡県	30.8%	13	秋田県	6.9%
14	福岡県	30.6%	14	鳥取県	6.8%
15	岐阜県	29.8%	15	岩手県	6.5%
16	群馬県	29.4%	16	岐阜県	6.5%
17	京都府	29.3%	17	山形県	6.4%
18	三重県	29.3%	18	静岡県	6.2%
19	広島県	29.2%	19	京都府	6.2%
20	滋賀県	28.9%	20	三重県	6.0%
21	沖縄県	28.4%	21	石川県	6.0%
22	山梨県	28.3%	22	岡山県	6.0%
23	徳島県	27.9%	23	鳥根県	6.0%
24	長崎県	27.9%	24	青森県	6.0%
25	栃木県	27.8%	25	愛知県	5.7%
26	新潟県	27.6%	26	佐賀県	5.6%
27	香川県	27.5%	27	東京都	5.5%
28	北海道	27.2%	28	大阪府	5.4%
29	和歌山県	25.6%	29	和歌山県	5.3%
30	山形県	25.3%	30	熊本県	5.2%
31	福島県	25.3%	31	神奈川県	5.2%
32	福井県	24.9%	32	山梨県	5.2%
33	岡山県	24.6%	33	埼玉県	5.2%
34	鳥根県	24.0%	34	茨城県	5.2%
35	愛媛県	24.0%	35	宮崎県	5.1%
36	大分県	23.7%	36	福岡県	5.0%
37	富山県	23.3%	37	千葉県	5.0%
38	高知県	23.2%	38	長崎県	4.7%
39	青森県	23.1%	39	福井県	4.7%
40	熊本県	22.7%	40	大分県	4.5%
41	山口県	22.6%	41	徳島県	4.5%
42	岩手県	22.6%	42	新潟県	4.3%
43	鳥取県	22.2%	43	奈良県	4.0%
44	秋田県	22.2%	44	栃木県	3.8%
45	鹿児島県	21.9%	45	群馬県	3.7%
46	佐賀県	20.0%	46	長野県	3.1%
47	宮崎県	19.5%	47	鹿児島県	3.0%

(出所)「令和6年 全国家計構造調査」(総務省)をもとに筆者作成

5. キャッシュレス化の進捗度に地域間で差異が生じる要因

本節では、地域間でキャッシュレス決済比率に差異がみられる要因について検討していく。まず、キャッシュレス決済を含む新しいテクノロジーに対して心理的・物理的なハードルを感じる傾向は一般に高齢層においてより高いことから、人口の年齢構成が影響を及ぼしている可能性がある。図表 16 には、2024 年時点における 65 歳以上人口の比率が都道府県別に示されている。クレジットカード払いのシェアに関しては、高齢化比率との間に一定の相関関係があることが窺われる。

年齢に応じて支出行動も異なりうる。図表 17 には、全国家計構造調査の回答結果（総世帯）から集計された年齢階級別の支出の購入先別シェアが示されている。なお、全国家計構造調査における購入先の分類は 4-2 で示したとおりだが、家計簿調査で購入先が選択されていない支出については、筆者が「調査対象外」という項目を設けて集計した。²⁵⁾ 図表 17 では、年齢階級が上がるほど「通信販売」の比率が減少していくことがわかる。図表 18 には、支出の購入先別に各支払手段のシェアが示されているが、通信販売では他の購入先と比べてクレジットカード払いの比率が顕著に高くなっている。こうした年齢による支出行動の違いという経路からも、地域間でキャッシュレス決済比率に差異が生じると考えられる。

次に、キャッシュレス決済を受け入れている店舗へのアクセスのしやすさも各地域のキャッシュレス決済比率に影響を及ぼしうる。これを都道府県別に把握することは容易ではないが、個人経営の店舗と比べてスーパーや百貨店ではよりキャッシュレス化が進んでいるという仮定のもと、図表 19 では、人口 10 万人あたりのスーパー・百貨店の事業所数が都道府県別に示されている。現地のスーパーが店舗網で積極的にキャッシュレス決済

25) 全国家計構造調査で調査票とともに配布される「家計簿の記入のしかた」の記入例では、例えば「仕送り」が購入先のない支出となっている。

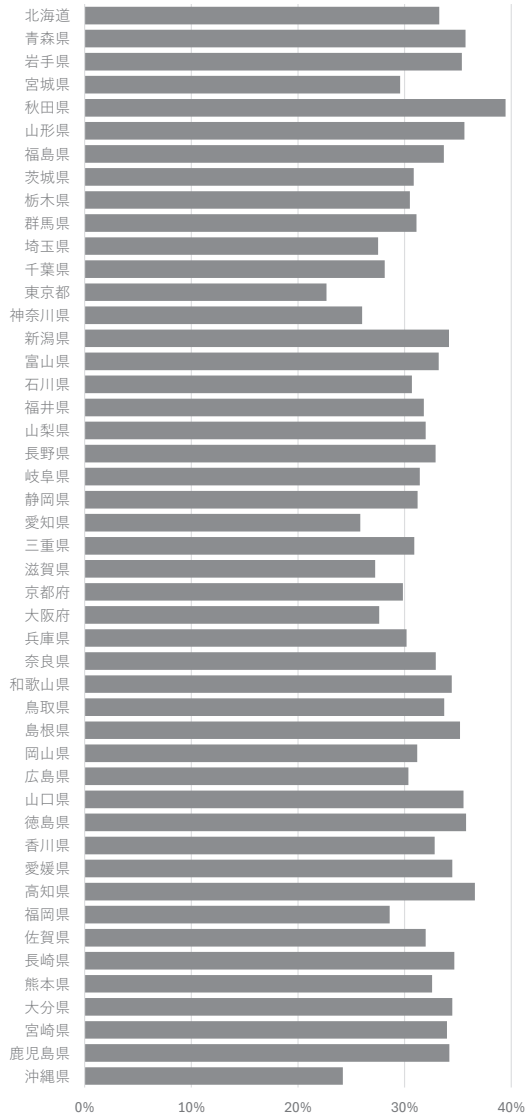
を導入しているか否かには地域差があると考えられる。よって、上位全てにあてはまるとは言えないものの、電子マネー決済のシェアが高い香川県・富山県・宮城県・愛媛県といった県では、人口規模に比してスーパーが多く立地している傾向がみとれる。図表 20 では、面積 100 km²あたりのコンビニエンスストアの店舗数が都道府県別に示されている。首都圏および関西・東海を中心に位置する都府県でコンビニエンスストアが高い密度で集積しているが、それ以外にも、電子マネーでの決済のシェアが高い香川県・広島県・宮城県・滋賀県・沖縄県といった県では、コンビニエンスストアが相対的に高い密度で立地している。消費者の利用意向の有無も影響するため、スーパーやコンビニエンスストアが多ければ必ずキャッシュレス決済比率が上がるとはいえないものの、キャッシュレス決済にアクセスしやすい店舗が身近に存在することは、その地域でキャッシュレス化が進むための前提条件になるものと考えられる。

最後に、現金の引き出しが容易になるようなインフラ(すなわち ATM のネットワーク)の存在はキャッシュレス化の進捗にマイナスの影響を及ぼす。ATM 設置台数を都道府県別に把握できる統計は存在しないため、図表 21 では代理変数として人口 10 万人あたりのゆうちょ銀行を含む金融機関の店舗数が示されている。人口規模で基準化した金融機関数は都市圏よりも地方圏でより多くなっており、地方圏における現金へのアクセスのしやすさがキャッシュレス化の進捗を遅らせる要因になっていることが示唆される。²⁶⁾

26) なお、図表 20 に示されたコンビニエンスストアに関しては、キャッシュレス利用可能店舗であると同時に ATM 設置場所としての側面も持つ。よって、その密な集積は現金決済の比率を高める要因にもなりえるため、その点において慎重な解釈を要する。

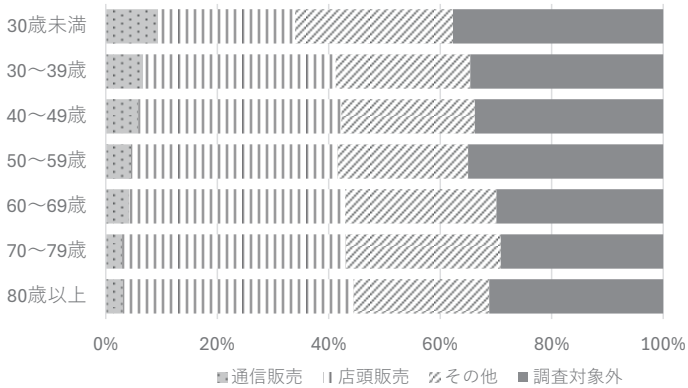
キャッシュレス化の現状と課題

図表 16. 都道府県別の 65 歳以上人口比率（2024 年 10 月 1 日現在）



(出所)「人口推計（2024 年（令和 6 年）10 月 1 日現在）」（総務省）をもとに筆者作成

図表 17. 年齢階級別にみた支出に占める各購入先のシェア（2024年）



（出所）「令和6年 全国家計構造調査」（総務省）をもとに筆者作成

図表 18. 購入先別にみた各支払い手段のシェア（2024年）

	通信販売	店頭販売	その他	調査対象外
（集計上の）現金	21.2%	49.0%	63.1%	63.1%
クレカ等後払い	75.5%	38.9%	32.7%	32.7%
電子マネー等プリペイド	3.4%	12.1%	4.2%	4.2%

（出所）「令和6年 全国家計構造調査」（総務省）をもとに筆者作成

キャッシュレス化の現状と課題

図表 19. 人口 10 万人あたりのスーパー・百貨店の事業所数 (2024 年)

北海道	6.5	滋賀県	7.2
青森県	6.4	京都府	3.0
岩手県	6.1	大阪府	3.9
宮城県	7.2	兵庫県	4.9
秋田県	8.8	奈良県	5.1
山形県	8.5	和歌山県	4.5
福島県	6.9	鳥取県	4.3
茨城県	6.3	島根県	3.1
栃木県	6.5	岡山県	6.3
群馬県	8.1	広島県	4.1
埼玉県	6.3	山口県	5.7
千葉県	4.7	徳島県	6.9
東京都	3.1	香川県	9.3
神奈川県	4.1	愛媛県	7.0
新潟県	7.5	高知県	4.7
富山県	6.1	福岡県	3.4
石川県	5.1	佐賀県	3.9
福井県	5.0	長崎県	3.1
山梨県	7.3	熊本県	3.2
長野県	5.5	大分県	3.3
岐阜県	6.4	宮崎県	3.4
静岡県	4.6	鹿児島県	5.5
愛知県	4.6	沖縄県	4.1
三重県	6.3		

(出所)「商業動態統計調査」(経済産業省),「人口推計(2024年(令和6年)10月1日現在)」(総務省)をもとに筆者作成

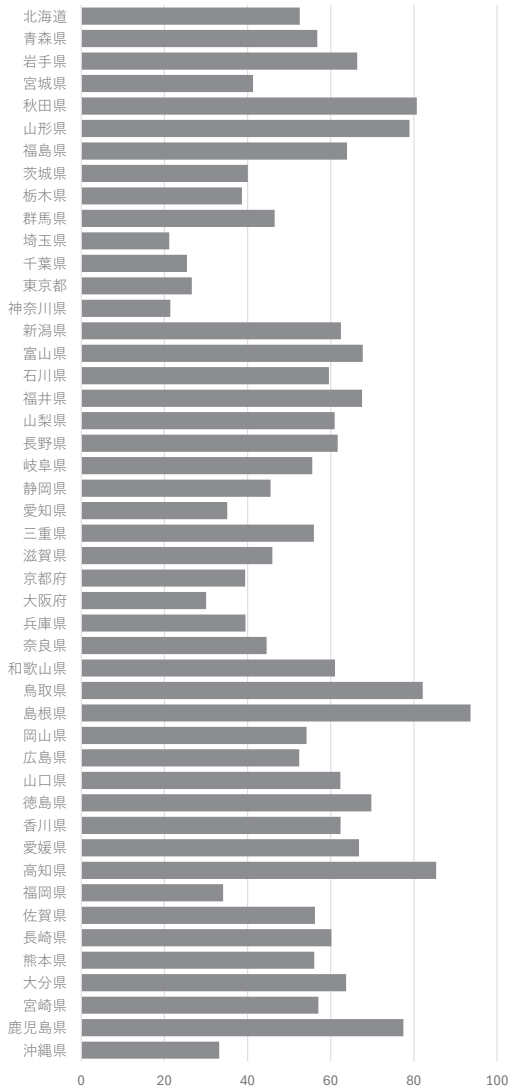
図表 20. 面積 100 km²あたりのコンビニエンスストアの店舗数（2024 年）

北海道	3.6	滋賀県	13.3
青森県	6.2	京都府	22.7
岩手県	3.5	大阪府	205.2
宮城県	15.8	兵庫県	23.3
秋田県	3.7	奈良県	12.0
山形県	4.6	和歌山県	7.8
福島県	6.4	鳥取県	7.4
茨城県	22.8	島根県	4.0
栃木県	14.4	岡山県	11.3
群馬県	14.1	広島県	13.9
埼玉県	75.1	山口県	8.9
千葉県	50.8	徳島県	7.6
東京都	320.7	香川県	21.6
神奈川県	150.3	愛媛県	10.0
新潟県	6.9	高知県	4.0
富山県	10.8	福岡県	45.7
石川県	11.6	佐賀県	15.3
福井県	7.8	長崎県	12.8
山梨県	10.0	熊本県	10.6
長野県	6.7	大分県	8.3
岐阜県	7.7	宮崎県	5.8
静岡県	21.3	鹿児島県	7.3
愛知県	67.6	沖縄県	34.2
三重県	13.7		

（出所）「商業動態統計調査」（経済産業省）、「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）
をもとに筆者作成

キャッシュレス化の現状と課題

図表 21. 人口10万人あたりの金融機関の店舗数(含:ゆうちょ銀行)(2024年3月末)



(出所) 金融ジャーナル社(2024),「人口推計(2024年(令和6年)10月1日現在)」(総務省)をもとに筆者作成

6. 実証分析

前節での考察は「単相関」ベースに留まっていることをふまえ、本節では回帰分析を行って各要因の統計的な有意性の検証を試みる。全国家計構造調査は、前回の令和元年（2019年）調査から体系が大きく変更された。それゆえ、「全国消費実態調査」という名称で実施されていたそれ以前の調査結果とは厳密な時系列比較可能性が失われている。本稿ではこの点をふまえ、標本サイズが小さくなるという制約はあるものの、2時点（調査が実施された2019年と2024年）・47都道府県のパネルデータ（標本サイズ：94）で分析を行う。

従属変数はキャッシュレス決済比率であり、全国家計構造調査の回答結果から算出された「支出に占めるクレジットカード等の後払いと電子マネー（プリペイド）払いの比率（両支払手段の合計）」として定義される。説明変数は以下に示されるとおりである。なお、括弧内は係数推定値に期待される符号条件である。

- ・説明変数①：65歳以上人口比率（符号：マイナス）

「人口推計」（総務省）をもとに2019年・2024年の10月1日時点での各都道府県の65歳以上人口比率を算出して用いる。

- ・説明変数②：通信販売での購入比率（符号：プラス）

全国家計構造調査の回答結果から算出された「支出に占める通信販売による購入の比率」を用いる。通信販売の定義は4.2で示したとおりである。

- ・説明変数③：コンビニ・スーパーでの購入比率（符号：プラス）

全国家計構造調査の回答結果から算出された「支出に占めるコンビニエンスストアでの購入の比率」・「支出に占めるスーパーでの購入の比率」の

キャッシュレス化の現状と課題

合計を用いる。第5節では、キャッシュレス決済を受け入れている店舗へのアクセスのしやすさを反映する指標として、「人口10万人あたりのスーパー・百貨店の事業所数」と「面積100kmあたりのコンビニエンスストアの店舗数」を示したが、ここではコンビニエンスストアとスーパーでの購入比率にキャッシュレス決済へのアクセスのしやすさが反映されると解釈している。

- ・説明変数④：人口10万人あたりの金融機関の店舗数（符号：マイナス）
（含：ゆうちょ銀行）

金融ジャーナル社（2024）に掲載された2019年3月末と2024年3月末の都道府県別の金融機関数を同じ時点での各都道府県の人口で基準化して用いる。

- ・説明変数⑤：月間消費支出金額（符号：プラス）

経済産業省 商務・サービスグループ 商取引・消費経済政策課（2025）にデータが示されているように、キャッシュレス決済手段のほうが現金と比べて支払いに要する時間が短くて済む。²⁷⁾ 一般に消費の規模が大きくなるほど支払いの回数も増えるため、キャッシュレス決済を利用して支払時間の機会費用を縮減しようとするインセンティブも大きくなると考えられる。よって、この説明変数の係数推定値に期待される符号はプラスとなる。

図表22には推計に利用する変数の記述統計量が示されている。個別効果について個体に関しては変量効果、時点に関しては固定効果を設定し、分散成分をSwamy and Arora（1972）の手法で推定したうえで、実行可能

27) 経済産業省 商務・サービスグループ 商取引・消費経済政策課（2025）によれば、現金決済の平均所要時間が26.1秒であるのに対し、キャッシュレス決済の支払時間は接触型ICタイプで21.2秒、非接触型ICタイプで14.3秒、コード決済で16.2秒である。

図表 22. 推計に用いる変数の記述統計量

	標本数	平均	最大	最小	標準偏差
キャッシュレス決済比率	94	0.293	0.465	0.157	0.071
65歳以上人口比率	94	0.312	0.395	0.222	0.033
通信販売での購入比率	94	0.032	0.075	0.013	0.012
コンビニ・スーパーでの購入比率	94	0.190	0.244	0.149	0.019
人口10万人あたりの金融機関店舗数（店）	94	55.1	97.6	21.2	17.2
月間消費支出額（万円）	94	23.47	27.32	19.52	1.911

図表 23. 変量効果モデルによる推定結果

説明変数		係数推定値
定数項		0.091 (0.080)
65歳以上人口比率		-0.427 ** (0.184)
通信販売での購入比率		1.576 *** (0.461)
コンビニ・スーパーでの購入比率		0.679 *** (0.218)
人口10万人あたりの金融機関店舗数（店/10万人）		-0.00075 *** (0.0003)
月間消費支出額（万円）		0.0084 *** (0.0017)
個別効果	都道府県	変量効果
	年	固定効果

自由度修正済決定係数：0.864

Hausman 統計量：5.437（自由度 5） [p値：0.365]

注）係数推定値の標準誤差は、個体内の不均一分散および系列相関に対して一貫性を有する White Period 法によって算出している。

な一般化最小二乗法（FGLS）を適用した結果が図表 23 に示されている。

Hausman 統計量は 5.437 であり、自由度 5 のカイ二乗検定で帰無仮説（変量効果モデル）が 10%水準で棄却されない。説明変数の係数推定値はいずれも期待された符号条件を満たして統計的に有意であり、前節における考察の内容が妥当であることが確認された。

7. おわりに

本稿では、日本全体としてのキャッシュレス化の進展状況を概観したうえで、都道府県間のキャッシュレス化の進捗度に差が生じていることを統計的に明らかにし、差異が生じる要因について検討した。

第 3 節でも言及した通り、人口減少の進展に伴い、既存の利便性の高い ATM ネットワークを維持することは、今後ますます困難になると予想される。近隣から ATM が消失すれば、移動手段に制約のある高齢者を中心に、現金へのアクセスが著しく阻害される恐れがある。また、地方経済の活性化という視点に立てば、深刻化する人手不足を背景とした業務効率化は喫緊の課題であり、とりわけ煩雑な現金管理業務（レジ作業・釣銭管理・売上集計）の省力化は不可避といえる。すなわち、現状では地方部ほどキャッシュレス化が遅延しているものの、実際には高齢化や過疎化が深刻な地方部でこそ、むしろその導入を加速させる必要性は高い。

しかしながら、地方部には小規模事業者が多く、高額な決済手数料や決済端末の導入・維持コスト、さらには入金までのタイムラグといった課題が導入の障壁となっている。こうしたコスト負担が「費用対効果に見合わない」という認識を招き、普及を停滞させているという構図が浮かび上がってくる。この状況を打破するためには、筆者が参画した経済産業省「キャッシュレス推進検討会」のとりまとめでも指摘された通り、決済事業者が中小事業者向けに提供している低手数料プランのさらなる充実に向け、必要に応じて政府も協力・連携しながら積極的に取り組んでいくこと

が求められる。

加えて、キャッシュレス化の進展において看過できないのが、災害時への対応能力である。首都直下地震や南海トラフ沖地震の今後30年以内の発生確率が高まるなか、大規模な停電や通信障害によって決済システムが機能不全に陥るリスクへの対策は急務となっている。中田（2021）・中田（2024）・Nakata（2025）・中田（2025）が強調するように、電力供給および通信網のレジリエンス（回復力）向上は極めて重要である。具体的には、個々の消費者や店舗による予備電源の確保といった自助努力に加え、インフラ面では発電所の耐震化、さらには海上基地局や低軌道衛星通信の活用など、官民一体となった強靱なバックアップ体制の構築が強く求められる。

（付記）

本研究は、成城大学特別研究助成（2023－2024年度）の成果の一部である。

参考文献

- Bayeh, B., I. Nardone, S. O'Brien and H. Phelps (2025), "2025 Findings from the Diary of Consumer Payment Choice," Federal Reserve Financial Services
- Livermore, T., J. Mulqueeney, T. Nguyen and B. Watson (2023), "The Evolution of Consumer Payments in Australia: Results from the 2022 Consumer Payments Survey," Reserve Bank of Australia, Research Discussion Paper 2023- 08
- Nakata, Masao (2025), "Current Status and Prospects of Cashless Payments" (Comments on the paper "Choice of Payment Method by Japanese Households"(Hiroshi Fujiki)), "Japan's Financial System : New Perspectives and Potential Risks in the Post-Global Financial Crisis Era"(Springer), Chapter1-7, pp.22-26
- Riksbank (2024), " Payment habits of Swedish people " (<https://www.riksbank.se/en- gb/statistics/payment-patterns/>)
- 一般社団法人キャッシュレス推進協議会（2025a）, 「コード決済利用動向調査（2025年3月14日公表）」
- 一般社団法人キャッシュレス推進協議会（2025b）, 「2023年の世界主要国におけるキャッシュレス決済比率を算出しました（2025年9月4日）」 (https://paymentsjapan.or.jp/publications/20250904_intl-comp_ratio_2023/)

キャッシュレス化の現状と課題

- 一般社団法人キャッシュレス推進協議会 (2022), 「キャッシュレスロードマップ 2022」
- 一般社団法人日本クレジット協会 (2025), 「日本のクレジット統計 2024 年版」
- 金融ジャーナル社 (2024), 「金融マップ 2025 年版」(月間金融ジャーナル増刊号)
- 経済産業省 (2025), 「2024 年のキャッシュレス決済比率を算出しました」(2025 年 3 月 31 日) (<https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250331005/20250331005.html>)
- 経済産業省 商務・サービスグループ キャッシュレス推進室 (2023), 「キャッシュレスの将来像に関する検討会とりまとめ (令和 5 年 3 月)」
- 経済産業省 商務・サービスグループ 商取引・消費経済政策課 (2025), 「キャッシュレス推進検討会とりまとめ (2025 年 12 月)」
- 経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課 (2018), 「キャッシュレス・ビジョン」
- 総務省統計局 (2025), 「令和 6 年全国家計構造調査 家計収支に関する結果 結果の概要 (2025 年 (令和 7 年) 12 月 19 日)」
- 内閣官房 (2019), 「成長戦略フォローアップ」(令和元年 6 月 21 日)
- 中田真佐男 (2025), 「電子決済基盤の強化を」, 日本経済新聞 (2025 年 12 月 20 日朝刊 社会面)
- 中田真佐男 (2023), 「キャッシュレス決済の現状と展望」(「日本の家計による支払手段選択—キャッシュレス決済推進の政策的論点」(藤木 裕) へのコメント論文), 『日本の金融システム: ポスト世界金融危機の新しい挑戦とリスク』(祝迫 得夫 編, 東京大学出版会), 39-45 頁
- 中田真佐男 (2021), 「対面決済のキャッシュレス化の進展に伴って検討すべき諸問題とその対応の方向性」, 『国民生活研究』, 61(2), 32-55 頁
- 中田真佐男 (2018a), 「我が国における非現金リテール決済手段の浸透に向けた課題」, 『季刊個人金融』, 2018 冬号, 68-92 頁
- 中田真佐男 (2018b), 「国内リテール決済におけるキャッシュレス化の進展に向けた論点整理」, 『キャッシュレス社会の進展と金融制度のあり方』(全国銀行協会 金融調査研究会報告書) 第 5 章, 95-136 頁
- 日本銀行決済機構局 (2025), 「決済動向 (2025 年 4 月)」